随意契約理由書

１　案件名称

大阪ビジネスフロンティア高等学校情報教育用コンピュータにかかる OS バージョンアップ作業及び動作検証業務委託

２　契約の相手方

株式会社大塚商会

３　随意契約理由

大阪ビジネスフロンティア高等学校に設置しているリース PC について、高等学校の大阪府移管に伴い、大阪府が用意する情報ネットワークシステムに接続する必要がある。

接続に際して、大阪府が設定する OS のセキュリティ基準に適合する必要があるが、現行の契約では OS のセキュリティ基準を満たしておらず、大阪市立の高等学校等移管計画に基づき、移管前に本市において OS を更新してセキュリティ基準をクリアする必要があることから、バージョンアップ作業及び機器の動作検証等を行う業務を委託するものである。

バージョンアップ作業を行う機器については、「大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校　情報教育用コンピュータ機器一式　長期借入」（契約番号：平成 29 年度教専第 598 号、契約年月日：平成 29 年 12 月 8 日、契約期限：令和５年１月 31 日）、「扇町総合高等学校情報教育用コンピュータ機器一式　長期借入」（契約番号：令和元年度大契甲第 7036 号、契約年月日：令和元年 12 月 12 日、契約期限：令和５年１月 31 日）によりＮＴＴファイナンス株式会社関西支店（現ＮＴＴ・ＴＣリース（株））と借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当

（電話番号０６－６１１５－９１８１）

随意契約理由書

１　案件名称

東高等学校外２校情報教育用コンピュータにかかる OS バージョンアップ作業及び動作検証業務委託

２　契約の相手方

株式会社ウチダシステムズ

３　随意契約理由

東高等学校外２校に設置しているリース PC について、高等学校の大阪府移管に伴い、大阪府が用意する情報ネットワークシステムに接続する必要がある。

接続に際して、大阪府が設定する OS のセキュリティ基準に適合する必要があるが、現行の契約では OS のセキュリティ基準を満たしておらず、大阪市立の高等学校等移管計画に基づき、移管前に本市において OS を更新してセキュリティ基準をクリアする必要があることから、バージョンアップ作業及び機器の動作検証等を行う業務を委託するものである。

バージョンアップ作業を行う機器については、「東高等学校情報教育用コンピュータ機器一式　長期借入」（契約番号：令和元年度大契甲第 7035 号、契約年月日：令和元年 12 月 12 日、契約期限：令和７年２月 28 日）、「扇町総合高等学校情報教育用コンピュータ機器一式　長期借入」（契約番号：令和元年度大契甲第 7036 号、契約年月日：令和元年 12 月 12 日、契約期限：令和７年２月 28 日）及び「住吉商業高等学校情報教育用コンピュータ機器一式　長期借入」（契約番号：令和元年度大契甲第 7037 号、契約年月日：令和元年 12 月 12 日、契約期限：令和７年２月 28 日）によりいずれも三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社と借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社ウチダシステムズ以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当

（電話番号０６－６１１５－９１８１）

随意契約理由書

1　案件名称

令和３年度大阪市立学校機械警備業務委託（７ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託

2　契約の相手方

綜合警備保障株式会社

3　随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（７ブロック）については、委託業者綜合警備保障株式会社と平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能である。現在、各種監視業務を含む機械警備業務を委託している業者に業務委託する事が、合理的かつ経済的であると考えられるため、当該業者との随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２ 第１項第６号

5　担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号　０６－６２０８－９０９４）

随意契約理由書

1　案件名称

生野南小学校外９校の統廃合及び増改築に伴う端末移設等業務委託

2　契約の相手方

株式会社大塚商会　LA 関西営業部

3　随意契約理由

本業務は新設する田島南小学校及び義務教育学校生野未来学園へ統合前の各校からパソコン及びプリンタの移設に係る管理諸室内の必要な LAN 配線及び HUB 設置による整備作業を行い、学校運営支援センターとの通信検証を実施するものである。

また、春日出小学校、花乃井中学校の校舎増改築に伴う管理諸室移転により、学校運営支援センターが管理する教育情報ネットワークに接続するパソコン、プリンタへの配線等を整備し、移設に係る管理諸室内の必要な LAN 配線と HUB 設置等による整備作業を行い、学校運営支援センターとの通信検証（疎通確認）を実施する。

移設する端末は、「校園ネットワークシステム用校園端末等装置一式長期借入」（契約相手方：日立キャピタル株式会社)、「校園ネットワーク業務システム用校園端末装置等（校長室等）長期借入」「校務支援システム用学校端末装置等一式長期借入」（契約相手方：富士通リース株式会社）および「校務支援システム用学校端末装置等一式長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、これらの端末の所有権は借入業者にあることから、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、上記業者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会　LA 関西営業部以外は本業務を履行することができないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5　担当部署

教育委員会事務局　　学校運営支援センター　給与・システム担当

学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1　案件名称

令和3年度大阪市立学校機械警備業務委託（１ブロック）警備機器にかかる
センサー設置変更業務委託（その４）

2　契約の相手方

日本連合警備株式会社

3　随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（１ブロック）については、委託業者日本連合警備株式会社と令和3年11月1日から令和8年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能である。現在、各種監視業務を含む機械警備業務を委託している業者に業務委託する事が、合理的かつ経済的であると考えられるため、当該業者との随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２　第１項第６号

5　担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号　０６－６２０８－９０８１）

随意契約理由書

１　案件名称

高等学校移管に伴う端末移設作業等業務委託

２　契約の相手方

株式会社大塚商会　ＬＡ関西営業部

３　随意契約理由

本業務は令和４年４月１日より大阪市の高等学校の大阪府移管に伴い、大阪市の校務系ネットワークから大阪府の校務系ネットワークへ切替を行うため、大阪市のネットワークに接続されている端末・プリンタ等について移設作業等を行うことを目的とする。

移設する端末については、「平成 30 年度　校務支援システム用学校端末装置等一式（６）長期借入」「令和元年度　校園ネットワーク業務システム用校園端末装置等（校長室等）長期借入」（契約相手方：富士通リース株式会社）、「平成 29 年度　校園ネットワークシステム用校園端末装置等一式　長期借入」（日立キャピタル株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記２社より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会 LA 関西営業部以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

５　担当部署

教育委員会事務局　　学校運営支援センター　給与・システム担当

学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）